

令和 8 年度 第 4 回

宍粟市教育委員会

会 議 録

(要点筆記)

日時 令和 8 年 7 月 14 日 午前 9 時 30 分から

場所 宍粟市役所本庁舎 4 階会議室

第4回（定例）宍粟市教育委員会会議録

● 開会・閉会の年月日時及び場所

令和8年7月14日 午前9時30分～10時10分

兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番6 宍粟市役所本庁舎 4階会議室

● 会議に出席した者の職氏名

教育委員

中田直人 教育長

梶本雅彦 委員

柴山佑太 委員

中川まゆみ 委員

平田恵子 委員

事務局

大砂正則 教育部長

西嶋知栄 教育総務課長

川本正史 こども未来課長

大田貴久 施設整備課長

大北真彰 次長兼山崎学校給食センター所長

岩本浩二 教育総務課副課長

鳥羽千晴 教育部次長

中田 吏 次長兼学校教育課長

安川夏江 こども未来課長

清水将道 社会教育文化財課長

小倉彩乃 まちづくり推進課主査

1 開会

中田教育長が開会した。

2 会議の成立宣言

出席者数5名となり、中田教育長が会議の成立を宣言した。

3 会議録署名委員の指名

署名委員は、中田教育長の指名により、梶本委員に決定した。

4 前回会議録の承認

令和8年度第3回（定例）宍粟市教育委員会会議録の承認に関する件
前回の会議録について、西嶋課長が説明し、承認された。

5 教育長報告

次の3点について、中田教育長が報告した。

（1）小中学校・幼稚園・こども園幼稚園部の夏季休業期間について

今週末をもって1学期が終了し、小中学校・幼稚園・こども園幼稚園部の園児・児童・生徒は、8月31日まで夏季休業に入ります。また、この期間は教職員にとりましても、各小中学校にとりましても大切な時期となります。研修や自己研鑽にしっかりと取り組んでいただ

くとともに、リフレッシュも図っていただきたいと思います。

(2) 情報モラル講座の実施について

昨年度より、兵庫県立大学等とタイアップした「情報モラル講座」を実施しております。昨今のSNS等によるトラブルの未然防止を目的としたもので、7月10日をもって全小中学校での実施が完了いたしました。児童生徒がインターネットとの付き合い方を深く考えるきっかけとなったものと考えており、今後は家庭とも連携しながら取り組んでまいります。なお、今年度の取組についてはアンケートを行っていますので、講座の内容や児童生徒の感想等について、あらためて教育委員会に情報提供させていただきます。

(3) 学校給食センターの機能集積について

学校給食センターの今後の在り方につきましては、従前より教育委員会において何度かご報告させていただいております。現在3センターございますが、施設の老朽化や千種町における食材運搬の課題等を踏まえ、令和9年9月を目標に、ちくさ学校給食センターと一宮波賀学校給食センターを統合することとし、現在、関係者への説明等を進めているところです。今後、具体的な案が固まりましたらご報告させていただきます。円滑にスタートできるよう準備を進めてまいります。

6 議事

第5号議案 宍粟市立学校施設等の使用に関する条例施行規則の一部改正について

資料1～3Pにより、令和8年度からの学校施設の体育館の空調設備の使用料について、電気代の大幅な増額が見込まれること等を踏まえ減免対象から外すこととしていたところ、施設利用者・団体から「熱中症対策のために設置されているのだから社会教育の場面でも使用しやすい料金にできないか。」との意見が多数あったこと等から、あらためて減免規定を見直すため、この規則の一部改正を行うことについて、西嶋課長が説明した。

審議の結果、第5号議案は、提案どおり可決した。

委員の主な意見及び事務局の説明

(梶本委員)

規則改正により減免することは利用者にとって良いことだと思いますが、条例改正はいつ頃となるのでしょうか。

(西嶋課長)

12月議会で提案できればと考えております。

(柴山委員)

この規則の減免規定は適用されているのでしょうか。それともまだ4時間10,000円のままでしょうか。

(西嶋課長)

4月1日にさかのぼって適用します。すでに納付されている方には返金を行います。

(中田教育長)

今回は減免規定の適用により、対象団体の負担は4時間で2,000円となりますが、その根拠について少し説明をお願いします。

(大田課長)

空調設備の利用料金につきましては、令和7年度に導入した空調設備の消費電力を元に算定しております。平均的な電力量を算出し、そこから現在の電気料金単価で試算しております。あわせて、各市町の状況も参考にしながら、1時間当たり500円と設定しています。

(大砂部長)

補足ですが、これはあくまで現在の電気料金の契約に基づく算定であります。実際に実績としてはもう少し料金が上がるのではないかという予測もありますが、今年度はこの単価で運用状況を確認していきたいと考えています。

(梶本委員)

条例改正を予定しているとのことですが、この料金のままでしょうか、それとも検討を加えられるのでしょうか。

(西嶋課長)

料金については、この夏の利用状況を踏まえ、検討したいと考えています。

第6号議案 宍粟市教育委員会点検・評価の実施について

資料4～16Pにより、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく教育委員会の事務事業における点検・評価の実施方法等について、岩本副課長が説明した。

審議の結果、第3号議案は、提案どおり可決した。

委員の主な意見及び事務局の説明

(梶本委員)

点検・評価は非常に大事な取組で、私自身、評価委員を務めさせていただきましたが最初の会議で「実施時期をもっと早めることはできないか。」と意見を申し上げました。11月頃に前年度の評価を行うことになると、その結果を活用するのは次年度以降となり、実質的には2年前の評価を用いることになります。直近の年度の内容をより早く反映できる仕組みにできないかといった趣旨で意見を申し上げました。

そのうえで、最も大切なのは評価を行った後の部分であると考えております。評価は法律で定められていて必ず実施されますが、その評価を受けて「どのように改善していくのか。」という意識は、私も学校現場にありましたけれどもやや薄いように感じます。評価後の改善や具体的な取組に焦点を当てていただければと思います。

(岩本副課長)

梶本委員には令和4年度から7年度まで有識者としてご意見をいただきました。有識者会議では各事業について今後に向けた課題やご意見をいただき、それらを踏まえながら、次年度の事業に反映させております。学校現場への周知につきましては、特別に周知を行っている状況ではありません。学校への周知を含め、実施している有識者会議の

内容や改善に向けた取組等が、今後の宍粟の教育に活かされるよう引き続き検討してまいります。

7 協議報告事項

(1) 令和8年8月～ALTの配置予定について

資料17Pにより、西嶋課長が説明した。

(2) 令和7年度事業報告及び令和8年度事業計画「（公財）宍粟市文化振興財団（7月臨時議会報告分）」について

資料18～42Pにより、清水課長が説明した。

(3) 宍粟市部活動地域展開の進捗状況について

資料43～60Pにより、小倉主査が説明した。

委員の主な意見及び事務局の説明

（中田教育長）

例えば宍粟剣道連盟中学部の生徒は、これまで県大会に出場する場合であっても旅費等の支給対象外となっていました。9月以降は認定クラブが大会に出場した際に一定の要件を満たせば補助金の対象となるという理解でよろしいでしょうか。

（小倉主査）

はい。9月以降は対象となります。

（中田教育長）

地域認定クラブを申請されるかどうかはわかりませんが、電話での問合せ・資料の受取りなど、関心を示されている団体があれば、情報提供をお願いします。

（小倉主査）

スポーツ関係では陸上、卓球、野球の各団体の指導者の方々と打合せを行っております。また、文化芸術関係では獅子舞、合唱団、茶華道の方々とも打合せを行っております。

8 次回会議の招集について

令和8年8月19日（水）午後3時30分から、宍粟市役所本庁舎4階会議室において、令和8年度第5回宍粟市教育委員会を開催することとした。

9 閉会

梶本委員が閉会した。